

改正

平成15年3月27日告示第36号

平成18年3月22日告示第28号

平成18年5月16日告示第41号

平成19年9月27日告示第68号

平成27年4月30日告示第54号

平成28年3月9日告示第30号

平成30年3月26日告示第26号

令和4年2月9日告示第15号

三春町中小企業経営合理化資金保証融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三春町内中小企業者の経営合理化と経営基盤の強化に必要な資金の融資を促進し、もって本町中小企業の育成振興を図ることを目的とする。

(方針)

第2条 三春町（以下「町」という。）は、本制度の適切な運営を図るため、財政資金を融資原資として福島県信用保証協会（以下「協会」という。）に貸付ける。

2 協会は、この要綱の目的達成のため、借受けた財政資金を町の指定する取扱い金融機関本店に預託し、常時概ね7倍に相当する額を中小企業者に融資保証するものとする。

3 協会が定める基本保証料率と本制度に定める信用保証料率との差額については、町が負担するものとし、当該差額相当額については、協会からの請求により支払う。

(金融機関)

第3条 取扱い金融機関は次のとおりとする。

- (1) 東邦銀行三春支店
- (2) 郡山信用金庫三春支店

(申込人の資格)

第4条 融資を受けることができる者の資格は、原則として1年以上町内に居住し、同一事業を1ヶ年以上営み、かつ町税を完納している中小企業者とする。

(融資の条件)

第5条 融資の条件は次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 一企業1,500万円以内
- (2) 資金の用途 運転資金及び設備資金
- (3) 融資期間 10年以内
- (4) 融資利率 (金融機関の定める利率)
- (5) 信用保証料 福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
福島県信用保証協会基本(責任共有)保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
三春町中小企業経営合理化資金保証融資制度信用保証料率	1.60%	1.45%	1.25%	1.05%	0.85%	0.70%	0.50%	0.30%	0.15%

ただし、協会が定めるところにより割引料率が適用される場合がある。

- (6) 返済方法 原則として毎月の分割返済とする。ただし、短期資金(1年以内)は一括返済も認める。

- (7) 保証人及び担保

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

(その他)

第6条 本制度による申込書には「三合」と朱書するものとし、協会は、その月分の保証融資報告書を翌月15日まで町長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成2年4月2日から適用する。

附 則 (平成15年3月27日告示第36号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日告示第28号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月16日告示第41号）

この告示は、平成18年5月19日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則（平成19年9月27日告示第68号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成27年4月30日告示第54号）

この告示は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28年3月9日告示第30号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日告示第26号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月9日告示第15号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。